

2 教科化で、何を・どう教えるかが明確に

教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の答申を踏まえ、
「**道徳の時間**」(小・中学校で週1時間)を「**特別の教科 道徳**」(「**道徳科**」)
(引き続き週1時間)として新たに位置付ける学習指導要領の一部改正

具体的なポイント

- ☑ 道徳科に検定教科書を導入
- ☑ 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
 - ・「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加
- ☑ 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
- ☑ 数値評価ではなく、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握し、記述による評価を実施

「**考え、議論する**」道徳科への転換により
児童生徒の道徳性を育む

柏市は、検定教科書の「指導書」を購入し、学校に配付する

- ※ 指導書：教科書の内容毎に、ねらい、学習の流れ（教師の発問）、板書例、留意点、内容項目に関わるポイントなどが示されている資料集

「教科書」の導入によって

⇒ 「何を使って教えるか =①教材（資料）」が明確に

「指導書」の購入・配付によって

⇒ 「どう教えるか =②効果的な指導方法」が明確に

「どう評価するか =③指導の効果の把握」が明確に

「どう教材研究するか =④リーダーを中心とした校内研修の方向性」が明確に

- ※ 学校・教師によっては、今までの積み重ねからの転換・進化も求められるが
今までの道徳教育における課題の解決につながる

柏市は、全学校・全学級で、

「**特別の教科 道徳**」の授業に、一定の質を確保する